

重要事項説明書

別紙

医療法人徳洲会

ケアプラン高根台

【令和6年4月1日現在】

居宅介護支援重要事項説明書別紙

【居宅介護支援費】

- 居宅介護支援費（Ⅰ）（ⅰ）取扱件数が45件未満

要介護1・2

16,335円/月

要介護3・4・5 19,858円/月

【加算】

- 特定事業所加算（Ⅱ）の算定要件

- ・主任介護支援専門員の配置。
- ・常勤且つ専従の介護支援専門員を3人以上配置。
- ・利用者またはサービス提供に関する留意事項の伝達を目的とした定期的な会議の実施。
- ・24時間連絡体制を確保している。
- ・計画的な研修の実施している事。
- ・地域包括支援センターから紹介の困難事例の居宅介護支援の提供している事。
- ・家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する、事例検討会や研修等に参加している事。
- ・特定事業所集中減算の適用を受けていない。
- ・介護支援専門員1人あたりの利用者平均が45名未満である事。
- ・介護支援専門員実務研修実習生の協力、または協力体制ができている事。
- ・他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研修会等の実施。
- ・必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画の作成。

- 特定事業所医療介護連携加算の算定要件

- ・1年間に退院・退所加算算定に係る病院等との連携回数が35回以上算定している。
- ・ターミナルケアマネジメント加算を1年に15回以上算定している。
- ・特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを算定している。

※下記の要件にあてはまる場合は別途加算があります。

- 初回加算 3,252円

新規に居宅サービス計画を作成した場合及び2段階以上の変更認定を受けた場合。

- 入院時情報連携加算

（Ⅰ）2,710円

病院または診療所に入院する利用者につき、当該病院又は診療所の職員に対して利用者に関する情報を、入院した日のうちに提供した場合。

※入院日以前の情報提供を含む。

※営業時間終了後または営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。

(Ⅱ) 2,168円

病院または診療所に入院する利用者につき、当該病院又は診療所の職員に対して利用者に関する情報を、入院した日の翌日または翌々日に提供した場合。

※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日ではない場合は、その翌日を含む。

●退院退所加算

	カンファレンスによる 情報提供	面談による情報提供	合計訪問回数
4,878円	なし	1回	1回
6,504円	1回	なし	1回
6,504円	なし	2回以上	2回以上
8,130円	1回以上	1回	2回
9,756円	1回以上	2回以上	3回以上

※入院又は入所していた利用者が、退院又は入所した場合に病院又は施設等の職員と面談を行い、連携を図った場合。入院、入所期間中に3回まで算定できる。

●通院時情報連携加算 542円

利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師、歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合。(月1回)

●緊急時等居宅カンファレンス加算 2,168円

病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合。1ヶ月1回まで算定できる。

●ターミナルケアマネジメント加算 4,336円

終末期の利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得つつ、ターミナル期に通常よりも頻回な訪問により利用者の状態変化やサービス変更の必要性を把握するとともに、そこで把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し主治の医師等や居宅サービス事業者へ提供した場合。

私は、事業者から居宅介護支援についての重要事項説明書（別紙）の説明を受け同意しました。

年 月 日

(利用者)

<住所>

<氏名>

(代理人)

<住所>

<氏名>

(続柄) ()
